

日本固有の領土である尖閣諸島、北方四島、竹島の正当なる領有権の主張を国際社会に強く発信することを求める意見書

1895年4月17日調印された日清講和条約に先立つ同年1月14日、日本政府は、尖閣諸島に対して、単にこれが無人島のみならず清国の支配に及んでいる痕跡がないことを慎重確認のうえ、現地に標杭を建設する旨の閣議決定をし、正式に我が国の領土に編入した。以来、かつお節工場を操業する日本人が居住するなど経緯を経て、1971年に日本とアメリカ合衆国との間で交わされた沖縄返還協定では、同諸島における施政権が返還された地域の中に含まれていると明記されるなど、同諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法の上でも疑いがない。

また北方四島においては、ロシア帝国との間で1855年調印された日魯通好条約により、択捉島と得撫（ウルップ）島間に国境が確認され、択捉、国後、色丹、歯舞群島からなる北方四島の領有権が確定した。ついで1875年に交わした樺太・千島交換条約により、得撫（ウルップ）島以北18島の千島列島を日本は領土として受け入れた。この正文はフランス語によるもので、条文字句や訳文の正確さが今にいたって取りざたされるが、先の日魯通好条約により択捉島以南の北方四島は日本領としてすでに確定していたうえ、なお平和裏に交わされたことから、当時は問題になることはなかった。その後さまざまな経緯ののちの1951年、ソビエト連邦は参加しなかったが対連合国と交わしたいわゆるサンフランシスコ講和条約で、千島列島の領有権を放棄した。しかし、日ソ間の平和条約交渉に先立つ1956年、サンフランシスコ条約起草国のアメリカ合衆国は、「北方四島は、常に日本の領土であったので、日本に主権があることを正当として認められなければならない」とする明文化された国務省の覚書を、公式見解として示した。

さらに竹島においては、サンフランシスコ講和条約調印直前の1951年8月10日にアメリカ合衆国政府がラスク書簡として名高い外交文書により、竹島を日本の放棄領土にくわえるよう要求した韓国政府に対するアメリカ合衆国の最終回答として、「竹島は1905年以降島根県の管轄下にあり、過去に韓国の一部として扱われたことはなく、韓国が領土主張したことがあるとも思われない」との認識を示した。

以上のように、尖閣諸島、北方四島、竹島は、まさしく日本の固有の領土である。にもかかわらず、日本の国としての主権が脅かされ、あるいは侵害される状態が続くことは、平和を願う我が国が、国際社会の秩序維持にこれまでもそしてこれからもはらう貢献努力から、とうてい看過できない大きな問題である。

よって、国及び政府におかれては、その正当なる領有権の主張を国際社会に広く深く発信し、毅然とした態度で訴えながら、我が国民はもちろん、理不尽な対応でせまる相手国の国民に対して事の道理を説明するあらゆる機会を逃さぬ措置をとるよう、強く求める。そして、そのうえで生じる場面に対し、対応を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月29日

内閣総理大臣	}	殿
衆議院議長		
参議院議長		
文部科学大臣		
外務大臣		
国土交通大臣		
防衛大臣		

たつの市議会議長 柳 生 陽 一